

魚介類の名称のガイドライン改正の 要望理由等について

令和7年6月2日
水産食品衛生協議会

<2003年（平成15年以前）>

水産庁と魚介類の名称の取り扱いについて意見交換

<2009年（平成21年）>

- ① 日本水産（株）が、紅ずわいがに使用の「ずわいがにコロツケ」で景品表示法及びJAS法違反
- ② 水衛協内に「魚介類名称表示専門部会」を発足させ、ガイドラインの改正案を検討するも、食品表示一元化の動きにより進展せず
- ③ 水衛協会員各社向けに「魚介類名称に関する水産食品衛生協議会会員企業向け指針-初版-」を発行し、運用開始

<2018年（平成30年）>

ガイドラインの改正に係る提案を消費者庁に提出し、意見交換

「魚介類の名称のガイドライン」の改正を望む理由①

＜新規取り扱い魚介類増加への対応＞

- ・ 世界的に安定的に調達できる魚介類が減少し、新規の魚介類を扱うケースが増加しているが、標準和名がなく、英名しかない魚種などについて、名称に困ることが多い。
- ・ ガイドラインでは、「より広く一般に知られている和名」等の表示が可能とされているが、ガイドラインの別表に、時代に即した名称例を掲載することを希望。

＜現状の流通名とガイドラインの整合性＞

- ・ 「バス」、「パンガシウス」等、現時点で流通名として一般化しているが、ガイドライン別表に掲載されていない名称について、別表への掲載を希望。

＜顧客からの要請対応＞

- ・ 販売先顧客から、特に輸入魚介類の名称について、明確な根拠を求められることが多い。
- ・ ガイドラインに記載のない名称について、消費者庁に問い合わせても、英名での表示以外に、明確な回答を得られない場合がある。
- ・ 英名では、どのような魚介類なのかよく分からない名称となり、実務上困ることから、ガイドライン別表の拡充を希望。

＜行政回答名称の公表化＞

- ・ 会員各社が行政に問い合わせ得られた名称に係る情報は、各社が保有している状況。これらの情報をガイドライン別表に掲載し、共有化し活用できるようにすることを希望。

「魚介類の名称のガイドライン」の改正を望む理由②

＜名称の付け方のルールの特明確化＞

- ・ 名称の付け方のルールを現状よりも明確化し、ガイドラインに掲載することで、事業者も行政も判断しやすくすることを希望。

＜総称名称の説明の追記＞

- ・ 別表の一般的な名称例に「かれい」、「エビ」といった総称の記載がないため、顧客が総称を使用できないと誤解している魚種等がある。
- ・ 顧客からの問い合わせがあるため、「総称の使用が可能である旨」の記載をガイドラインに追記することを希望。

「魚介類の名称のガイドライン」の改正に当たって

- ・ 学術的検討も大切だと思うが、
 - ① 「できるだけ一般消費者に分かりやすい名称」であり、
 - ② 「一般的に知られている高級魚介類と誤認することにより、一般消費者が不利益を被るか」といった観点も考慮し、不利益を被る可能性がなければ、すでに実績のある流通名称を容認いただきたい。

令和7年度は、貝類の名称についての検討をお願いしたい。